

ごあいさつ

森林は、水や空気をきれいにし、木材などの資源を供給し、大雨などによる自然災害から私たちが受ける影響を緩和してくれます。そして、CO₂を吸収・貯蔵することで地球温暖化防止にも貢献しています。私たちの暮らしは森林によって支えられています。

近年の、激しい集中豪雨や大きな台風の発生など、異常気象によると思われる大きな災害の発生をみるにつけ、地球の温暖化、森林を守り育てていくことの大切さを改めて認識したところです。

私たち、北海道森と緑の会は、昭和25年から

緑の羽根募金運動を始め、戦後の荒廃した国土に木を植える活動に取り組んできました。近年では、『緑の募金』でふせごう地球温暖化」をスローガンに、NPOやボランティア団体等と連携し、また、CSR活動の一環として行われる企業の森づくりや森づくりイベントなどのお手伝いもしながら、大切な森林を守り育てる取り組みを進めています。

森林を守っていくためには、多くの皆様、企業の力がが必要です。皆様の私たちの取り組みへの参加とご協力をお願いします。



公益社団法人
北海道森と緑の会
理事長

堀達也

設立目的

北海道らしい豊かな森林を守り、育て、将来の世代に引き継ぐため、道民の参加と協力による森林づくりの推進及び緑の募金に規定する森林整備等の推進を図り、もって道民の健康で文化的な生活の向上と国際貢献に寄与する。

業務内容

1. 緑の募金運動の実施及び緑の募金による森林整備等の推進
2. 森づくり及び緑化の推進に関する道民理解の促進
3. 森林ボランティア団体の育成及びネットワーク化
4. 森林・林業に関する技術及び知識の普及、緑化活動の普及啓発 など

「緑の募金」税制上の優遇措置について

公益社団法人北海道森と緑の会への寄附は、その全額を公益目的事業に使うため、「特定公益増進法人」として、税制上の優遇措置の対象になります(法人税、所得税、個人住民税)。

法人の場合	法人税	<ul style="list-style-type: none">ア 特別損金算入限度額(特定公益増進法人への寄附) [資本金等の金額×0.375%+所得金額×6.25%]÷2イ 一般寄附金の算入限度額 [資本金の金額×0.25%+所得金額×2.5%]÷2 アとイの限度額(合計額)までの寄附金額の損金算入が可能となります。
個人の場合	所得税	[寄附金額(総所得金額の40%を上限)-2,000円]×40% までの税額控除(所得税額の25%が上限)が可能となります。
	個人住民税	[寄附金額(総所得金額の30%を上限)-2,000円]×[4%(道民税)+6%(市町村民税)] までの税額控除が可能となります。

※個人住民税については、都道府県及び市町村が条例で指定している寄附金が控除の対象になります。北海道及び札幌市は、当会に対する寄附金を条例指定しております。その他の市町村につきましては、個別に確認をしてください。

公益社団法人 北海道森と緑の会では皆様からのご相談をお待ちしております。
募金箱、のぼり旗の貸し出し、募金資材(緑の羽根等)もご用意できますので、お気軽にご相談ください。



お問い合わせは

公益社団法人 北海道森と緑の会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 林業会館内

Tel. 011-261-9022 Fax. 011-261-9032 Mail morimidori@h-green.or.jp

詳しくはWEBをご覧ください。▶ <http://h-green.or.jp>